

品川区たばこ販売成績優良店等感謝状贈呈要綱

制定 平成11年12月 8日区長決定 要綱第120号

改正 平成15年11月25日区長決定 要綱第94号

改正 平成24年 4月18日部長決定 要綱第104号

(目的)

第1条 この要綱は、区のたばこ税務行政に貢献度の高いたばこ販売店等に感謝状を贈呈することにより、たばこ販売成績の伸長を図り、もって特別区たばこ税の増収に資することを目的とする。

(感謝状贈呈の対象者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者で、特に顕著な功績または模範となる業績のあった者に感謝状を贈呈する。

- (1) 区内でたばこ販売店を営み、その販売成績が優秀な者
- (2) ポイ捨て禁止関連行事への参加、携帯灰皿等の配付など税務行政以外の区政に貢献している者
- (3) 区長が指定するたばこ商業協同組合（以下「指定組合」という。）の役員または役員経験者で、特別区たばこ税の納入について長年にわたり貢献した者

(欠格条項)

第3条 感謝状の贈呈を受けるべき者（以下「対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、感謝状の贈呈は行わない。

- (1) 特別区民税、軽自動車税等に滞納があるとき。
- (2) この要綱により感謝状の贈呈を受けてから10年を経過していないとき。ただし、総務部長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 刑事事件に関して、現に起訴されている者または刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。
- (4) 特に不都合な行為があり、対象者として適正を欠くと認めるとき。

(感謝状贈呈の方法)

第4条 感謝状および記念品を贈呈する。

(対象者の選定)

第5条 指定組合に対象者の推薦を依頼し、第2条に規定する対象者と認められる場合には、予算の範囲内で総務部長が決定する。

(感謝状贈呈の時期)

第6条 感謝状の贈呈は、毎年1月に行う。

付 則

この要綱は、平成11年12月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。